



■保険証について

平成20年8月1日から保険証（被保険者証）が変わります！（自己負担は、平成19年中の所得などを基礎として算定します）

平成20年7月下旬に新しい保険証（薄い緑色）を後期高齢者医療広域連合から配達記録郵便で送付します。

現在、ご使用いただいている保険証（薄いエンジ色）は平成20年7月31日までの有効期限となっています。8月から必ず新しい保険証で診療を受けてください。

お知らせ

世帯員全員が住民税非課税ですと、入院された場合などに自己負担額が減額される後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

本庁健康保険課または各支所住民課にお申し出ください。

■保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を支払います。

【保険料の算定】

保険料額は被保険者均等割額および所得割額の合計額です。

所得割額 = {平成19年中の総所得金額 - 基礎控除額 (33万円)}
× 所得割率 (%)

平成20年度および平成21年度の
保険料率（原則、県内均一です）

- 被保険者均等割額 = 36,758円
- 所得割率 = 6.79%

【保険料の軽減措置】

◆低所得世帯の方に対する軽減

被保険者、同一世帯の世帯主および同一世帯のほかの被保険者の所得の合算額の状況により、被保険者均等割額の軽減措置があり、該当の方には軽減措置を行った後の額を通知します。



◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（※）の被扶養者であった方に対する軽減

資格取得時から2年間にわたり、被保険者均等割額を5割軽減し、所得割は賦課しません。さらに平成20年度は時限措置として、4月から9月までの保険料は無料、10月から平成21年3月までの保険料額は、被保険者均等割額が9割軽減した額です。

（※）被用者保険とは、政府管掌健康保険・企業の健康保険組合による健康保険・船員保険・公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、お手数ですが、本庁健康保険課または各支所住民課にご連絡ください。

長寿医療健康診査

後期高齢者医療制度の加入者を対象に長寿医療健康診査を実施します。

平成20年7月下旬以降に受診券などを後期高齢者医療広域連合から送付します。

【目的】

生活習慣病（糖尿病など）の早期発見のため

【受診期間】 平成20年8月～12月

【受診場所】 病院・診療所など

【受診方法】

7月以降に送付する受診券などをご覧ください。

【自己負担額】

- ・住民税課税世帯の方 500円
- ・住民税非課税世帯の方 200円

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)に 伴う国保税の減免

被用者保険（職場の健康保険など）の被保険者が後期高齢者医療制度に加入したことに伴い、その被扶養者が国民健康保険に加入する場合、65歳以上の方については、国保に加入した日から2年を経過する月までの間、その方に係る保険税のうち、所得割・資産割の全額、均等割・平等割の5割を申請により減免します。



※均等割・平等割について、所得が少ないことにより保険税の減額が行われ、すでに7割または5割を減額されている場合は減免されません。2割を減額されている場合は、申請により5割の減額となります。

【該当される方】

印鑑・保険証・被用者保険の被扶養者であったことが証明できる書類を持参の上、国民健康保険担当窓口で申請してください。

【問い合わせ】 本庁健康保険課保険年金係
☎ 22-9659
各支所住民課

■保険料について (つづき)

【保険料の減免・徴収猶予】

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請により、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合があります。（本庁健康保険課にご相談ください）



【保険料の徴収】

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付する普通徴収となります。

◆特別徴収の方は、保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額を通知します。

▼特別徴収の徴収月

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

▼特別徴収額の算定方法

平成20年度 保険料 (平成19年中の 所得を基礎)	—	4月 6月 8月 年金天引き額 (平成18年中の所得を 基礎とする仮徴収額)	=	10月 12月 2月 年金天引き額
-------------------------------------	---	---	---	----------------------------

現在、国では低所得の方に対する保険料の追加軽減措置を検討中です。その内容および確定保険料の通知時期については、決まり次第本紙などで通知します。



【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域
連合事業課
☎ 059-221-6883 (6884)
本庁健康保険課医療助成係 ☎ 22-9660